平成２６年（フ）第１５３２号
神奈川県藤沢市本町２丁目10番５号　本町コーポＤ号室
債務者　小笠原正子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８８号
栃木県小山市城北３丁目18番地18　ターニングビレッジＡ203号室、前住所栃木県小山市東城南１丁目11番地９　ニューレジデンスＡ棟203号
債務者　小野寺由真
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４３４号
静岡市清水区押切1521番地の１、旧住所静岡市清水区江尻町５番５号　コーポＳ６　203号
債務者　栗田　俊介
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月１日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１０５８５号
埼玉県新座市菅沢２丁目３番23号、商業登記簿上の本店所在地東京都中野区新井１丁目34番16号
破産者　有限会社スズケン
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５９号
栃木県芳賀郡茂木町大字茂木1787番地２
破産者　有限会社アシスト
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５６７号
東京都足立区東和４―24―９　アクセス東和101Ｅ、開始決定時の住所東京都江戸川区北小岩８丁目３―９　レオパレスＵ１―105号室
破産者　森　　伸之
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９６７号
神奈川県横浜市鶴見区駒岡５丁目19番21号
破産者　大和電機工業株式会社
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８２９号
東京都墨田区業平４丁目14番15号ＭＥＧビル１Ｆ
破産者　株式会社ＵＮＤＥＲＧＲＯＵＮＤ
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８０号
大阪市平野区加美東４丁目11番15号
破産者　有限会社トップケア平野
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０２号
大阪府羽曳野市桃山台２丁目２番19号
破産者　有限会社加来鋳材
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５５２号
岡山市中区四御神122番地１、旧住所岡山市中区国府市場505番地２
破産者　道下　美帆
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４号
大分県宇佐市院内町小稲170番地の１
破産者　小南サヨ子
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第１６６号
鹿児島県鹿児島市東開町13番地23
破産者　有限会社佐藤新建材
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１１４号
新潟県燕市吉田下中野247番地17
破産者　渡邉　幹雄
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１８４号
堺市堺区石津町１丁10番33号
破産者　田中健志郎
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１２１号
広島市安佐南区緑井３丁目３番９号
破産者　高野建工こと　高野　清登
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０６号
徳島県吉野川市鴨島町西麻植字新田５番地14
破産者　井原　邦仁
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部